

総論 基本的人権と向き合う

当たり前だからこそ 学んでおきたい基本的人権

—明日の自由を守る若手弁護士の会 (あすわか)
メンバーからのメッセージ—



諸富 健

市民共同法律事務所 弁護士・明日の自由を守る若手弁護士の会メンバー

聞き手：青木 美紗 (奈良女子大学)

立憲主義と民主主義の基本を 伝えたい、その想いで 立ち上がった「あすわか」

【青木】 諸富先生は明日の自由を守る若手弁護士の会 (以下、あすわか) の創設者のお一人と伺っておりますが、若手弁護士がこのような会を立ち上げるに至った経緯を教えてくださいいただけますか。

【諸富】 出発点は、自民党さんが2012年の4月に日本国憲法の改正草案というのを発表されたのがきっかけでした。当時はまだ民主党政権時代でしたので、発表されたのを見て、「怖いな」と何となく思っていましたけれども、すぐに何か動き出そうということではなかったんです。ただ、その年の12月に政権交代が起こって安倍晋三さんが総理大臣になられると、非常に改憲に前のめりでしたし、自民党政権に代わったということもあって、同じ年に発表されたこの改正草案がいよいよ具体的にそれに換えられるような動きになるんじゃないかと、とても危機感を覚えたんです。

弁護士は、それぞれ所属している団体などで全国にいろいろつながりは持っているのですが、その危機感を持った若手のメンバーで、所属する団体における活動はだけ

でなく、より活動を広げもっと広く憲法のことについて伝えるとともに、改憲草案の危険性を併せて伝えなければいけないんじゃないかということで、それぞれ連絡を取り合ったのが12月末だったんです。そのつながりのなかで、若手という枠組みで何かそういうような広く伝えるような活動をしませんか？というように呼び掛けが出てきました。そのメンバーに私も入っており、最終的には2013年の1月下旬に、当時弁護士登録2年目から4年目の若手の弁護士が28名集まって、「あすわか」を立ち上げることになりました。

安倍さんが改憲に前のめりになったときに、最初に出てきたのが96条の条文を改正するということが案として出ていました。このことについて、やっぱり立憲主義の観点からおかしいんじゃないかということで、学者の方なんかも中心に反対運動も頻繁に起こったのですが、「あすわか」としても何か発信しなあかんねという話をしました。

そして、紙芝居やリーフレットを作成し、今の日本国憲法における基本的な考え方である立憲主義と民主主義の2つの考え方について、広く市民に基本から伝えられるような活動をしていこうということで始まった団体が「あすわか」ということに

96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

なります。2023年に10年となります。紙芝居やリーフレット作成のほかにも、SNSでの発信も大事だろうねということで、Twitter、Facebookを中心にそのときどきの時事問題について、立憲主義と民主主義に関連させて情報を発信していくことを、日常的に大事な活動として今でも継続しています。

また、憲法カフェの開催に各メンバーが工夫を凝らしながら関わったり、日本国憲法について学ぶことができるビンゴゲームやボードゲームも作製しました。このボードゲームがとても面白くて、憲法のない日本を舞台にして、各都市に憲法がないがために不幸が訪れます。たとえば、9条がないから戦争が起こったり、13条がないから個人のそれぞれの尊厳がおびやかされるみたいなことが起こります。それぞれ不幸が訪れるなかでkenpoバリアを張って不幸が訪れるのを防ごうと、皆さんで協力して日本を守るといような協力型のボードゲームになっています。

9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

立憲主義とは

【青木】 市民にわかりやすく伝えるために、様々な活動をされておられるんですね！日本国憲法における基本的な考え方は、立憲主義と民主主義とのことですが、立憲主義について、わかりやすく教えていただけますか。

【諸富】 立憲主義は、基本的には一人ひとりが生まれながらにして基本的人権を持つてのわけですが、それを制限するとか制約するのは、基本的には歴史的に見ても権力者だったんですね。権力者が権力を振るってしまうことによって一人一人の人権が守られず、自由が奪われてしまうという歴史があります。

一人ひとりの基本的人権を守るためには、権力者たちの権力を縛ることが必要で、そのために憲法というのを定めています。この憲法によって権力者たちの権力を縛ることによって、一人ひとりの人権を守るん

だというのが立憲主義の考え方だということで説明をしています。

ですので、憲法の目的は、一人一人の人権を守ること。そのための手段として憲法によって権力者の手を縛る。憲法では目的として基本的人権を守ることが書かれているから、いろんな基本的人権が憲法にはラインアップされているのです。

人権を守るために、権力者の手を縛るためには、独裁による権力の行使によって人権侵害を生み出してしまうということがあるので、権力を分散させるために三権分立が書かれています。これが憲法の基本的な考え方だと思っています。

日本国憲法もそれを忠実に守って権力作用を立法、行政、司法という3つに分散させ、それぞれを国会、内閣、裁判所という国家機関に分けて担当することによって権力を分散させています。なぜこのように分散させるかということ、基本的人権を守るためなんだと、そういうような説明をしています。

先ほど紹介させていただいた紙芝居なんかは、まさにそれを解説するようなものになっていて、「王様を縛る法～憲法のはじまり～」と書いており、大日本帝国憲法と日本国憲法をモチーフにしています。権力を集中して一手に持つてゐる昔の王様に代わって新しい王様が、新しい憲法を作るんだけれども、その憲法を使って権力を振るうという事例を出し、大日本帝国憲法を説明しています。大日本帝国憲法は外見的立憲主義なんて言われたりしていました。一応、権力を分散したりはするけれども、また人権についても言及しているんだけれども、「法律の範囲内」っていう限定をつけていることから、時と場合によっては権力者がかなり権力を集中して市民の人権をいろいろ制約してしまうっていうことがありました。でも、それは権力者が作った憲法

だからそういうふうになっちゃってるので、市民みんなで話し合って作った憲法によって、みんなで一人ひとりの人権を守り、それによって権力者の手を縛ろうということで作ったのが日本国憲法だということで紙芝居では説明しています。この紙芝居、基本的人権を考えるうえでも、憲法について学ぶ上でも、今でも多くの方から好評いただいているツールになってます。

憲法を守る義務があるのは国民ではなく権力者

【青木】 基本的人権の尊重は、日本国憲法の根幹でもあり、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うことで、権力者が権力を集中させないようにしていくものであるということですね。憲法と法律は全く違うものであり、憲法は市民を権力者から守るものであるということがわかりました。

2012年に自民党から改正案が出され、昨今、また憲法改正に向けた動きが加速しているように見えますが、弁護士という立場から「怖いな」と思われた理由を教えてくださいませんか。

【諸富】 実はすべての弁護士が憲法に関心を持つてるというわけではありません。弁護士になるために、皆司法試験受けるわけですけども、試験の科目として憲法は必須なので、どの実務家も憲法は必ず学習はしてるんです。ただ、実務家になると、憲法を使って仕事をするということはほとんどありません。裁判をしても民事関連の内容だと、お金返してくださいとか、モノを返してくださいとかで、憲法の出番がほとんどないのです。あとは刑事関係だと憲法がストレートに関わることもあるんですけども、憲法を使って仕事をする機会が少

なくなるものですから、憲法に関心を持たない実務家も結構実は多いんです。

しかし一方で、政治的にはいろんなところで憲法が関係してくるというのもあるので、関心を持ってる弁護士もたくさんいます。そのなかの若手が、若手の枠組みで何かしたいということで「あすわか」を立ち上げたということなのですが、それ以外のベテランの弁護士でも当然改憲草案についてはとても危険だというふうには思ってる人はたくさんいます。すなわち若手だけじゃなくて、憲法に関心を持ってるいろんな弁護士が軒並みこの改憲草案は危ないと思ったわけです。

それはなぜかという、一言で言うとやっぱり立憲主義を覆す内容になってるからではないかというふうに考えています。端的に私が最初に思ったのは、99条の条文が改正対象になっており、憲法を尊重しなければならない人が、権力者から国民に変更されていたことに違和感を覚えました。

よく憲法カフェなんかで憲法について説明するときに、最初は〇×クイズをするんです。その質問項目の一つに「国民は憲法を守らなければいけない。〇か×か」というクイズがあり、私は答えを×と一応しています。なぜなら、憲法を守るのは権力者のほうであって、国民は守る義務があるわけではないからです。

99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

それは99条に書いてあります。天皇、摂政から始まって国会議員、大臣、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務があると書かれていますが、ここには国民が入ってませんよねと。なので、答

えとしては×にしてるんですけどっていう説明をするのですけれども、2012年に出された自民党の改憲草案は、真っ先にこれを変えていました。天皇、摂政が省かれていたと同時に、国民はこの憲法を尊重しなければいけないみたいな、国民に憲法を守る義務を与えるというふうに変えてるんです。まずそれを見て、今までのクイズの正解が真逆になる思ったし、この99条以外にも、あちこちに、とにかく権利だけじゃなくて義務が必要だっていう発想からいろんな義務を国民に付与する内容になっています。そういう観点からも今の日本国憲法の基本的な性質を根本から覆すような内容になってしまってるなど。そこにやはりとても怖さや危険を感じましたので、それを多くの人に伝えられるような活動、逆に言うと、今の憲法の大切さを伝えることにもなるなと思っています。

基本的人権によって 守られていること

【青木】 憲法を守る義務があるのは権力者であるということ、多くの市民が認識する必要がありますね。しかし、このことがしっかりと根付かないなか、新型コロナウイルス感染症のことを契機に、緊急事態条項の創設など、市民の基本的人権の根底を揺るがすようなことになりかねない動きがあるように感じます。もし現憲法における基本的人権がなくなってしまった場合、どのようなことが起こりうるのか、具体的に教えていただけますか。

【諸富】 基本的人権がなくなった状況を、今すぐに想像することは難しいかもしれませんが、権力が権力者に集中してきたり、緊急事態のようなことを口実にして市

民の生活や人権が制限されても当たり前みたいな状況になってきている中で、基本的人権が日本国憲法から削除されてしまうと、緊急時には権力を乱用し市民の行動などを強制力をもって制限することができてしまいます。

今回の新型コロナウイルス感染症では、皆さんが自主的に我慢したっていうのがありましたけれども、その行動制限を根拠付けるといいますか、もう憲法に書いてあるからそれに従って皆さんは行動を守ってくださいと、科学的根拠がなくても強制力をもって権力者が市民の行動に制限をかけることが可能になってしまいます。公共の福祉に反しない限りという制約も場合によってはありうることは憲法にも書かれています。あくまで憲法に則ったうえで、法律を制定し感染症に対する措置をとることによって、基本的人権は守られるということになります。

じゃあその公共の福祉は何かというと、基本的には人権同士が衝突するような場面有的时候に、それを調整する原理なんだという説明がなされます。今回のケースでは、人命と営業や行動の自由が衝突したわけですが、その場合には議論し調整することが必要になるということです。

他の事例としては、ちょっと想像しにくいかもしれませんが、戦前の日本があります。大日本帝国憲法には人権が書かれていたにもかかわらず、それに対しての制限がいろいろありました。分かりやすいのは治安維持法です。この法律があったことによって、国体に反する思想を持つただけでも逮捕されてしまって、最悪の場合、死に至らしめるようなことだって戦前は生じていました。この状況はそのあとの戦争にもつながっていきますけれども、物も自由に使えないとか、自由に発表も発言もで

きないというようなことも含めていろんな自由が制限されていってしまうということが日本でもあったことですよ。

そういう意味では今はあんまり基本的人権の重要性を意識してないかもしれませんが、健康と同じで、それを失って初めてその価値が分かるみたいなところはあるのかなというふうには感じたりはしています。

【青木】 普段意識せずとも基本的人権が守られる環境があるのが一番理想かもしれませんが、あたりの重要性を、この機会に見直すことが大事かもしれませんね。私は食料や農業を研究していますが、食べ物は当たり前すぎて、その生産や流通への関心は意外と低いと感じています。しかしなくなれば、生きていけません。基本的人権も「当たり前のもの」としてではなく、失うかもしれないという意識を持つておくことが必要かもしれません。

【諸富】 いきなり何もかも失ってしまうなんてことはないと思いますけれども、そういうようなことができるような種を少しずつつまいていくというようなことは実際にあり得るのかなと思っています。そういう意味では、今お話に出た、緊急事態条項っていうのは、本当に一人一人の人権が簡単に奪われる可能性があるものではないかと、かなり危機感を覚えています。

市民に知ってもらいたいと思いリーフレットも作成しました。いろいろな形での議論が、もしかすると今後展開されるのかもしれませんが、具体的にどういう案になるのかっていうことによっても、恐らく緊急事態条項の内容の程度っていうのは変わるんだろうとは思いますが、少なくとも今回、私たちが作ったリーフレットは、自民党さんが2018年に改憲4項目という

ことで絞って、今変える必要があるものなんだということで提案されてきたものに対するものなんです。

4項目というのは①自衛隊の明記ということ、②緊急事態条項の創設、③参議院選挙における「合区」解消、あと④国家による教育環境の整備の4つになります。そのうちの緊急事態条項の条文案を見ると、今、話題になっている議員の任期延長のことが書かれているのが一つと、もう一つは、国会で法律を制定する時間がないときには、内閣が政令を制定することができるという定めになっています。要は緊急事態と内閣総理大臣が決めたときには、国会をすっ飛ばして法律を定めてもいいということになりますので、最初の立憲主義のところで申し上げた権力分立を一部なくすということの意味します。

緊急事態を理由にして、国会を飛ばして、内閣だけで政令を制定できるんだということになれば、政治部門における一部独裁を認めてしまうということになります。また、政令を制定するとしか書いていませんので、基本的人権を制約することも、特に縛りはないんですね。そうすると、内閣の独裁によって人権制約を認めるようになってしまいます。

「緊急事態」の定義次第っていうのもあるかもしれませんが、「緊急事態」を口実にして、安易に人権を制限できることになれば、今回の新型コロナウイルス感染症の制限ももっと強制的なものになると考えられます。権力者の行動をきちんとチェックをするような形を取らないと、本当に取り返しがつかないことになってしまうかもしれないと思っておりますので、憲法改正の国民投票が現実となった場合に備えて、きちんと皆さんが判断できるように、新しい形で情報を伝えていくということが、「あ

すわか」メンバーにとっても大事な事かなというふうに思っています。

【青木】 そうですね、憲法改正となると、衆議院と参議院それぞれで3分の2以上の賛成、そして国民投票で過半数の賛成が必要になりますが、選挙や国民投票の前に、市民一人ひとりが情報を集め判断材料を増やす必要があると思います。

SNS やインターネットを判断材料の収集やコミュニケーションの活性化に活用

【青木】 情報の取り方は本当に大事ななど、この数年、特に感じています。メディアの情報や入手しやすい情報を鵜呑みにするのではなく、そこで出されていない情報を、原著にあたりたり、書籍を読んだり、セミナーや勉強会に行ってみたりと、時間と費用をかけて集め判断材料を増やす努力が必要だなど…

あすわかメンバーの方はYouTubeなどでも憲法に関する動画発信をしてくださっており、学生からもわかりやすいと好評です。また、各都道府県の弁護士会がホームページなどで声明をだして下さっているのも、参考になったり勇気をもらうことがあります。

2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられましたが、若い人達に向けてのアドバイスや期待はありますか。

【諸富】 対面での話し合いみたいなことが少なくなってきて、分断されているような側面があり、民主主義の根幹を揺るがされるんじゃないかという懸念がある一方で、WEB会議が発達して物理的に離れていてもつながることができるようになりまし

た。若い人たちを中心に、SNS などを使って自ら発信することがより容易になってきたわけですが、これは民主主義を進める 1 つのあり方でもあるのかなと感じています。政治家や国会議員、地方議員だけで議論するのではなく、あるいは一方的な報道だけを聞いて判断するのではなく、自ら意見を述べて、議論を戦わせるということは、民主主義の基本でもあると思うので、そういう意味で、コミュニケーション手段が増えたという点では、民主主義がより豊かになっていく可能性も秘めていると思います。

しかし、よく SNS に関して弊害として挙げられるのは、流れてくる情報がそれぞれの好みに合わせた形で、情報がコントロールされているという点です。今の GAF A みたいな巨大なプラットフォームが、そのビッグデータを活用するなかで、いかに効率的に末端にいる消費者たちに特定の情報を届けるのかという視点を持っていますので、この場合は届けられる情報がある程度コントロールされてしまうこととなります。その結果、一人ひとりが偏った情報しか得られなくなり、その偏った情報に基づいて発信すると、それこそ偏った情報だけが繰り返されていってしまいます。このことは民主主義にとっては、逆にマイナスなことになるんだろうなとは思っています。

本当にいろいろな情報に触れる、情報の公開性、透明性が確保されることはとっても大事なことだと思いますし、自由に発信することで自由に議論できるような関係を作っていくことっていうことは、民主主義にとって大事なんだろうなと思っています。成人年齢が引き下げになって、高 3 の人たちが成人扱いされて、ある意味責任も課されるということになりますので、いかに多角的に情報を入手できるかっていうことはとても大事なことだと思います。実際

にそのこともあって、「あすわか」でも親しみを持ってもらいやすいような情報発信を心がけています。

一人ひとりが尊重されるという 基本的人権

【青木】 入手できる情報の質は本当に重要ですし、偏見を持たずいろんな情報にあたってみるという姿勢が大事ですね。

最後に、弁護士法第一条第 1 項に「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と書かれていますが、弁護士という立場から見て基本的人権とはどのようなもののでしょうか。

【諸富】 憲法 13 条の条文の内容そのものだと思います。個人一人ひとりの個性が大事にされる、どんな人であっても尊重されなければいけないというのが、基本的人権の出発点なんだろうと考えています。

よく個人っていうのを大事にするって言い方すると、わがままを言ってもいいと勘違いされますが、それは利己主義であって、基本的人権が意味する個人主義とは違うものです。基本的人権が意味する一人ひとりを大事にするということは、自分だけじゃなくて他の人も含めて一人ひとりを大事にするという意味です。自分のことだけではなくて、どの人であっても一人ひとりを大事にしていくこと、これが基本的人権であり、したがって、簡単にはそれを侵害してはならない、憲法で変えてはならない、永久不可侵の権利なんだということだと思います。

【青木】 貴重なお話ありがとうございました。一人でも多くの人に、当たり前にある基本的人権についてじっくりと考えてもらえればなと思います。